

諮問庁：国立大学法人大阪大学

諮問日：令和3年2月1日（令和3年（独個）諮問第11号）

答申日：令和3年9月17日（令和3年度（独個）答申第29号）

事件名：特定役職間での本人に係る情報共有に関する文書等の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる本件対象保有個人情報1につき、これを保有していないとして不開示とし、本件対象保有個人情報2（以下、本件対象保有個人情報1と併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その全部を不開示とした決定については、本件対象保有個人情報1を保有していないとして不開示としたことは妥当であるが、本件対象保有個人情報2を不開示としたことについては、理由の提示に不備がある違法なものであり、取り消すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和2年12月16日付け阪大総総第3-31号により国立大学法人大阪大学（以下「大阪大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、①個人情報の取り扱いについて本人に断わりなく、他院にプライバシーに係わる医療外の他院に流した情報が口答であったとしても阪大病院（以下「附属病院」という。）として記録にならないのは信じられない。②正当な情報のやり取りを文科省としているところ、当事者特定個人Bに公表、通知をしないのはおかしいこと。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人から提出された意見書には、諮問庁の閲覧を不可とする旨が明示されていることから、本答申ではその内容は記載しない。

- (1) 医療の拒否やプライバシー医療に係わらない情報は行ってはならないが、そのような重大な決定を口答のみとは附属病院として不透明であるから、かえって不信を招いている。
- (2) 患者特定個人Bからの情報であるのにその情報のメール、FAX等の誠実に公表すべき。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

本件諮問の対象となった審査請求人からの開示請求は、本件対象保有個人情報1，本件対象保有個人情報2である。

今回、審査請求人から、本件対象保有個人情報の開示請求があった際には、保有個人情報の特定を行った結果、本件対象保有個人情報1については、請求者に係る情報共有は、全て口頭で行っていることから、開示請求に係る保有個人情報を保有していないことにより、また、本件対象保有個人情報2については、法14条4号「開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ等があるもの」及び同条5号柱書き「開示することにより当該事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」により、本件対象保有個人情報1，本件対象保有個人情報2とも不開示決定を行ったものである。加えて、本件対象保有個人情報2については、同条2号「開示請求者以外の個人に関する情報」にも該当する。

これに対し、審査請求人からは、本件対象保有個人情報1については、医療の拒否やプライバシー医療に関わらない情報は行ってはならないが、そのような重大な決定を口頭のみとは、附属病院として不透明であるから、かえって不信を招くこと、本件対象保有個人情報2については、患者個人の情報であるのに、その情報共有のメール等を誠実に公表すべきとの理由にて、審査請求があったものである。

しかしながら、大阪大学としては、本件対象保有個人情報1については、審査請求人に係る情報共有を行う際は、資料等の作成及び配付は一切行わず、全て口頭で行っているため、開示請求に係る保有個人情報は保有していない。

また、本件対象保有個人情報2については、審査請求人が文部科学省へ話をした内容等（「関係者の氏名，メールアドレス」，「大阪大学医学部附属病院に対するクレーム」，「請求者が文部科学省に対して，大阪大学医学部附属病院への伝言を依頼したこと」，「文部科学省と大阪大学医学部附属病院との今後の対応についてのやりとり」等）である。

従前より、審査請求人から頻繁に電話があることにより、業務に支障が生じている状態が続いており、今回、本件対象保有個人情報2の文書を開示することにより、その状態が悪化し、さらに業務に支障が生じるおそれも懸念されることから、上記法の各条項に該当するため、不開示とすることと妥当であると考えます。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年2月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

- ③ 同月 16 日 審議
- ④ 同年 3 月 10 日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同年 8 月 31 日 本件対象保有個人情報 2 の見分及び審議
- ⑥ 同年 9 月 14 日 審議

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は本件対象保有個人情報 1 については保有していないとし、本件対象保有個人情報 2 については、その全部が法 14 条 4 号及び 5 号柱書きに該当するとして、いずれも不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件対象保有個人情報の開示を求めていると解されるところ、諮問庁は、本件対象保有個人情報 2 の不開示理由に法 14 条 2 号を追加した上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報 2 の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報 1 の保有の有無及び本件対象保有個人情報 2 の原処分の妥当性について検討する。

### 2 本件対象保有個人情報 1 の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報 1 の保有の有無について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件対象保有個人情報 1 は、特定役職 D と附属病院特定部署 B との間での審査請求人に係る情報共有に関する保有個人情報と解される。

イ 審査請求人は、診療費未払いを始め、附属病院の事務職員への暴言や頻りに電話をかけるなど、同病院の業務妨害に当たる迷惑行為を繰り返す行い、同病院業務に多大な支障が生じてきたため、診療行為をお断りする旨の文書を特定年月日 A 付けで審査請求人へ通知し、特定年月日 B 付け調停申立書による調停、特定年月日 C に面談を行ってきたが、これら全ては審査請求人との間に「今後新たな紛争を発生させないため」の本院対応に基づくものであり、当該対応方針に変更等を生じない個別の対応状況については、院内の情報共有を含め全て口頭で行っていたため、本件対象保有個人情報 1 は保有していない。

ウ 念のため、附属病院も含め大阪大学内において、改めて執務室及び書庫等を探索したが、該当する法人文書の存在は確認できなかった。

- (2) 上記 (1) の諮問庁の説明に、特段不自然・不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められないことから、大阪大学において本件対象保有個人情報 1 を保有しているとは認められない。

### 3 本件対象保有個人情報 2 の理由の提示について

- (1) 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報の一部又は全部を開示しないときには、法 18 条 1 項及び 2 項に基づき、当該決定をした旨

の通知をしなければならず、この通知を行う際には、行政手続法 8 条 1 項に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。理由の提示の制度は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものである。かかる趣旨に照らせば、この通知に提示すべき理由としては、開示請求者において、不開示とされた箇所が法 14 条各号の不開示事由のいずれに該当するのかが、その根拠とともに了知し得るものでなければならず、理由の提示が不十分な場合、当該処分は違法であり、取り消すべきものとなる。

- (2) 当審査会において、原処分の不開示決定通知書を確認したところ、「開示しない理由」欄には、「法第 14 条第 4 号「開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ等があるもの」及び法第 14 条第 5 号柱書「開示することにより当該事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するため。」として、各不開示条項の規定の一部をそのまま引用したに等しい内容が記載されているのみであって、不開示とした本件対象保有個人情報 2 がどのような情報であるかが具体的に特定されておらず、また、その全部を不開示とした具体的理由、すなわち、本件対象保有個人情報 2 にどのような情報が含まれており、それが開示されると、どのような根拠によって法 14 条 4 号及び 5 号柱書きの不開示情報に該当するののかについての内容の記載も皆無である。
- (3) このような原処分は、処分庁の判断の慎重・合理性を疑わせるものであり、また、開示請求者（審査請求人）にとっても、本件対象保有個人情報中のどのような情報がどのような理由によって不開示となるのかを十分に了知できず、法に基づく審査請求を行うに当たって、具体的、効果的な主張をすることを困難にさせているものであるから、理由の提示の要件を欠くといわざるを得ず、法 18 条 2 項の趣旨及び行政手続法 8 条 1 項に照らして違法であるので、原処分のうち、本件対象保有個人情報 2 を不開示とした決定は取り消されるべきである。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報 1 につき、これを保有していないとして不開示とし、本件対象保有個人情報 2 につき、その全部を法 14 条 4 号及び 5 号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報 1 を保有していないとして不開示としたことは、大阪大学において本件対象保有個人情報 1 を保有しているとは認められず、妥

当であるが、諮問庁が、本件対象保有個人情報2は同条2号、4号及び5号柱書きに該当することから不開示とすべきとしていることについては、理由の提示に不備がある違法なものであり、取り消すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之, 委員 泉本小夜子, 委員 磯部 哲

別紙（本件対象保有個人情報）

医学部附属病院における特定部署 A 特定個人 A と特定役職 A，特定役職 B，特定役職 C，特定役職 D との間での請求者に係る情報共有の全て（以下「本件対象保有個人情報 1」という。）及び文部科学省からの請求者に係る伝言の全て（以下「本件対象保有個人情報 2」という。）